

配偶者の扶養手当廃止に伴う手続について

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等が交付されたことにより、管理職員の配偶者については令和7年4月1日から扶養手当が廃止されたところですが、一般職員の配偶者についても令和8年4月1日から扶養手当が廃止されます。

つきましては、本件の事務手続について該当組合員に御周知いただくとともに、適切な事務処理をお願いいたします。

1 配偶者に係る扶養手当が廃止される該当組合員

給与条例・給与法	配偶者に係る扶養手当の廃止施行日	
	令和7年4月1日	令和8年4月1日
学校職員の給与に関する条例 職員の給与に関する条例	教育職給料表5級以上 校長、副校長	教育職給料表4級以下 主幹教諭以下
	行政職給料表(一)4級 課長	行政職給料表(一)3級以下 課長代理以下
一般職の職員の給与に関する法律	行政職俸給表(一)8級以上	行政職俸給表(一)7級以下

※ 一般職の職員の給与に関する法律の規定に相当する給与条例の規定による扶養手当又はこれに相当する手当を地方公共団体、国その他から受けている組合員であって、上表以外の給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級がこれに相当するものを含む。

2 新たに被扶養配偶者の認定手続を行うとき

特別認定による新規認定となります。「福利厚生事務の手引」(令和8年1月発行)63～65ページ(イ 特別認定)を参照し、被扶養者申告書(認定)(4月当初認定用)[別紙]及び必要書類を提出してください。

3 普通認定の被扶養配偶者で扶養手当が廃止されたとき

(1) 被扶養者としての要件を満たしている場合(継続)

特別認定に要件変更の上、継続して認定することができます。今回、共済組合で一律に「特別認定」へ認定区分を変更いたしますので、要件変更の手続は不要です。被扶養配偶者の要件変更に係る書類は4月当初は提出しないでください。

その代わりに、令和8年度被扶養者の要件確認調査(令和8年7月1日時点)の対象となりますので、その際に、必要書類を提出してください。詳細は、令和8年度被扶養者の要件確認調査の通知(令和8年6月発出予定)でお知らせします。

※ 所属所において、継続可能と判断した場合であっても、共済組合で審査した結果、被扶養者が要件を欠いていることが判明した場合には、継続して認定することができなくなりますので、十分注意してください。

(2) 被扶養者としての要件を欠いている場合(取消)

認定取消の手続が必要となります。「福利厚生事務の手引」(令和8年1月発行)70～72ページを参照し、被扶養者申告書(認定取消)[用紙N o. 扶養1]及び必要書類を提出してください。

資格確認書(有効期限内のもの)(交付されている場合)等を忘れずに回収し、被扶養者申告書(認

定取消) 等と同封で返却してください。

被扶養者申告書(認定取消)には、取消年月日を記入してください。

※ 収入超過等で遡って認定取消となる場合、取消日以降にかかった医療費を返還していただきます。

※ 就職により認定取消とする場合(就職後速やかに認定取消の手続を行うことなく今回の扶養手当の廃止を契機として認定取消を行う場合)には、就職先の資格確認書の写し等(※)のほか、就職するまでの収入を確認する書類が必要です。

※ 就職先の資格確認書の写し等とは、就職先の資格確認書の写し、資格情報のお知らせ、マイナポータルにおける「医療保険の資格情報」をプリントアウトしたもの(印刷日時又は保存日時が被扶養者申告書の提出日から1か月以内のものに限る。)、採用辞令の写し又は就職証明書の写しをいいます。

4 その他

配偶者に係る扶養手当が廃止について、詳しくは各任命権者からの通知(「学校職員の給与改定等について(通知)」令和7年3月31日6教人勤第357号教育庁人事部勤労課)等を御確認ください。